

(仮)越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例 骨子(案)に対する
パブリックコメント(意見募集)の結果について

1. パブリックコメントの実施の概要

意見募集期間	令和5年(2023年)10月10日(火)から 令和5年(2023年)11月10日(金)まで
周知方法	広報こしがや10月号、越谷市公式ホームページ、 越谷cityメール
公表資料の閲覧場所	廃棄物指導課(第三庁舎4階) 行政資料コーナー(第二庁舎4階) 市内の各地区センター(13か所) 越谷市公式ホームページに掲載
意見提出方法	上記閲覧場所へ提出(窓口持参又は意見箱への投函) 郵送、電子メール、ファックス、電子申請

2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントの総数	意見延べ件数：34件(提出延べ人数：12人)	
提出方法の内訳	電子申請	25件(9人)
	電子メール	4件(2人)
	意見箱	5件(1人)
	窓口持参(廃棄物指導課)	0件(0人)
	郵送	0件(0人)
	ファックス	0件(0人)
意見への対応区分	A：条例及び施行規則に意見を反映する	12件
	B：条例及び施行規則の制定時の検討課題とする	0件
	C：骨子(案)に対する意見、質問として受ける	22件

3. パブリックコメントのご意見と越谷市の考え方について

※ ご意見をいただいた方ごとに越谷市の考え方をお示ししておりますため、考え方の内容が重複している箇所がございます。

整理番号	通し番号	ご意見	越谷市の考え方	対応区分
1-1	1	1 面積要件は不要 以前「ヤードがいつの間にか広がっている」旨の、現地の方の投稿を読んだ覚えがあります。	廃棄物処理法に規定されている有害使用済機器の保管場所の届出対象を 100 m ² 超とする規定を参考に、許可申請の対象外とする予定でした。 しかし、面積によらず許可申請を義務付けることは、本条例の目的である市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資するものと考えます。 については 100 m ² 以下の屋外保管事業場も許可申請の対象とします。	A
1-2	2	またこの条例が通れば「(条例があるのだから)営業しているヤードはすべて許可を受けていて合法」と住民の方が判断し、却って不適切ヤードの通報が減る可能性もあります。 適切に運営されているヤードを地図にまとめて公開し、届け出の有無、実態が乖離していないか等を住民の方が簡単に確認できるとよいと思います。	本条例の施行後に適時公表することと併せ、公表する情報とその方法について検討してまいります。	C
1-3	3	「内部に女子児童が連れ込まれそうになった」ことがあるようです。 また、虫害、鼠害も不快に留まらず、疫病を媒介します。 外壁の一部に強化アクリル板など透明性が高い素材や、網状フェンスを使うことを義務付け、近隣の方が営業が適切か否か見通せるようになると、防犯・防災・衛生上効果的だと思います。	屋外保管事業場の囲いの一部を透過性の万能鋼板等にすることは、再生資源物の保管状況を外部から確認できるメリットがあると考えます。 については条例及び施行規則において、囲いの一部に透過性の万能鋼板等を使用することを規定します。	A

整理番号	通し番号	ご意見	越谷市の考え方	対応区分
2-1	4	(5) 屋外保管事業場の設置の許可 1. 屋外保管事業場の敷地面積が100 平方メートル以下 →「敷地面積が 10 平方メートル以下」を削除。100 平方メートルを超える場合のみ適用に限定すると、分割したり、うまくその抜け穴を利用されるケースが出てくるので、敷地面積に関係なく許可制にするのが望ましい。	廃棄物処理法に規定されている有害使用済機器の保管場所の届出対象を 100 m ² 超とする規定を参考に、許可申請の対象外とする予定でした。 しかし、面積によらず許可申請を義務付けることは、本条例の目的である市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資するものと考えます。 ついては 100 m ² 以下の屋外保管事業場も許可申請の対象とします。	A
2-2	5	2. 本来の業務に付隨して一時的に屋外保管を行う場合 →一時的とは具体的にどの程度の時間・期間か？	本来の業務の業種や業態、再生資源物の種類や量により適切な保管期間が異なるため、適時判断して対応してまいります。	C
2-3	6	3. 【欠格要件】 →難民申請中の仮放免者、不法滞在者、不法就労者等正規滞在者ではない人たちも欠格要件にすべき	入管法をはじめとする各種の法令の内容は各種の法令において既に規定されています。他の法令に基づく指導や違反に対する処分、罰則の適用等については、他の法令を所管する行政機関が、それぞれの法令に基づいて行うことになります。 他の法令に関する手続等が必要であることが判明した場合、事業者に当該法令について情報提供とともに当該法令を所管する行政機関への相談を促す等、適切に対処してまいります。	C
2-4	7	(17) 罰則 →やつた者勝ちにならないよう、厳しい罰則を。	条例中に罰則を規定するにあたっては、検察庁と協議して定める必要があります。適正な罰則の規定に向け、協議しております。	C

整理番号	通し番号	ご意見	越谷市の考え方	対応区分
2-5	8	(18) 施行日 令和6年7月1日（予定） →条例前にヤードがたくさんできる可能性があるので、前倒しを希望。	本条例には罰則の規定を設けることから、施行日までに事業者への周知を慎重に行う必要があります。 引き続き、令和6年7月1日付の施行を目指し、制定を進めてまいります。	C
2-6	9	(19) 経過措置 1. 既存屋外保管事業場については、(5)の立地基準及び構造基準に関して適用しないこととします。 →立地基準の適用は難しいと思うが、構造基準は適用できるのでは？原則適用とし、できない場合は市の方と協議でよいのでは？	条例は施行と同時にその効力を発揮しますが、原則として将来に向かって適用され、条例施行後の出来事に限り効力が及びます。 しかしながら、市民の生活環境の保全に寄与することが目的であることから、既存屋外保管事業場の施設を建て替える際に、構造基準に則った対応を求めてまいります。	C
2-7	10	・既存事業地の面積を拡大した場合は？既存事業地を拡大する場合も事前協議及び許可申請が必要と考える。これも明記しておかないと、抜け穴として利用される可能性がある。	既存事業地の面積を拡大した場合は、事前協議及び変更許可申請が必要と考えておりますので、その旨を規定しております。	C
2-8	11	その他： ヤードが使われなくなり放置された場合(例えば責任者が外国人で帰国してしまい連絡が取れなくなった場合など)の対処法は？	土地所有者等の関係者と協議し、適切に対処してまいります。	C

整理番号	通し番号	ご意見	越谷市の考え方	対応区分
3	12	<p>資材置き場の管理者が外国籍の場合は、「日本語検定能力 N3 レベル」を満たすことを希望します。昨今、川口市の資材置き場でのトラブルを聞きます。</p> <p>(新聞社名、記事名、URL 省略)</p> <p>資材置き場の管理者が日本語を理解できないと、行政が注意しても無駄になります。</p> <p>管理者の代理人が「日本語検定 N3 レベル」では駄目です。</p> <p>「日本語検定 N3 レベル」の代理人を雇用すれば抜け道ができます。</p>	<p>骨子(案)において、事業者の責務として、苦情又は紛争が生じた際は誠意をもって解決にあたることを規定しています。この規定から、必要な体制を整えていただくことになると考えております。</p>	C
4-1	13	・ヤード敷地面積は 100 平方メートル超ではなく、大きさに関わらず全て許可制にすべき。	<p>廃棄物処理法に規定されている有害使用済機器の保管場所の届出対象を 100 m²超とする規定を参考に、許可申請の対象外とする予定でした。</p> <p>しかし、面積によらず許可申請を義務付けることは、本条例の目的である市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資するものと考えます。</p> <p>については 100 m²以下の屋外保管事業場も許可申請の対象とします。</p>	A
4-2	14	・来年 4 月に施行予定の千葉県のヤード規制条例のように、現場責任者の設置が必要と考える。	<p>屋外保管事業場に現場責任者を置くことを義務付けることは、苦情又は紛争に際し窓口となる者を明確化し、速やかな解決に資するものと考えます。</p> <p>については現場責任者の設置について、条例及び施行規則において規定します。</p>	A

整理番号	通し番号	ご意見	越谷市の考え方	対応区分
4-3	15	・廃業に関する規定が必要。例えば、ヤードを放置したまま連絡が取れなくなったり帰国してしまった場合はどうするのか？	土地所有者等の関係者と協議し、適切に対処してまいります。	C
4-4	16	・事業者は外国人の場合は正規在留許可を持つ人に限定する必要がある。	入管法をはじめとする各種の法令の内容は各種の法令において既に規定されています。他の法令に基づく指導や違反に対する処分、罰則の適用等については、他の法令を所管する行政機関が、それぞれの法令に基づいて行うことになります。 他の法令に関する手続等が必要であることが判明した場合、事業者に当該法令について情報提供するとともに当該法令を所管する行政機関への相談を促す等、適切に対処してまいります。	C
4-5	17	・施行日は令和6年7月1日からもっと前倒しはできないのでしょうか(令和6年4月1日とか)？	本条例には罰則の規定を設けることから、施行日までに事業者への周知を慎重に行う必要があります。 引き続き、令和6年7月1日付の施行を目指し、制定を進めてまいります。	C
5-1	18	屋外保管事業の設置許可について100m³立方以下の記載を外す。 大きさの制限は抜け穴を作ることになります。	廃棄物処理法に規定されている有害使用済機器の保管場所の届出対象を100 m³超とする規定を参考に、許可申請の対象外とする予定でした。 しかし、面積によらず許可申請を義務付けることは、本条例の目的である市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資するものと考えます。 については100 m³以下の屋外保管事業場も許可申請の対象とします。	A

整理番号	通し番号	ご意見	越谷市の考え方	対応区分
5-2	19	責任の所在を明らかにするため、入り口に事業者名及び会社の住所、	保管基準に事業場の外部に掲示板の設置についての規定を設ける予定です。具体的な掲示内容について、条例及び施行規則に規定します。	A
5-3	20	そしてそれらの情報を市のホームページにまとめた上、その二次元バーコードとリンクを表示したものを貼る。これにより、正式に登録されたものかどうかが市民の目からもはっきりわかる。	本条例の施行後に適時公表することと併せ、公表する情報とその方法について検討してまいります。	C
6	21	外国籍に資材置き場(ヤード)を貸すべきではありません。	本条例は、事業者が再生資源物を屋外保管するに際し適正な管理を義務付けることで、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものです。 その目的達成のため、土地所有者の責務として、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならないものと考え、その旨を規定しております。	C
7-1	22	・ヤード敷地面積100平米超、という基準は抜け穴となると思われます。	廃棄物処理法に規定されている有害使用済機器の保管場所の届出対象を100m ² 超とする規定を参考に、許可申請の対象外とする予定でした。 しかし、面積によらず許可申請を義務付けることは、本条例の目的である市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資するものと考えます。 については100m ² 以下の屋外保管事業場も許可申請の対象とします。	A

整理番号	通し番号	ご意見	越谷市の考え方	対応区分
7-2	23	加えて ・現場責任者の詳細の掲示 これについても不法滞在者の温床にならないよう厳格化する事で治安・環境・経済の三方良しという効果が見込めると考えます。	保管基準に事業場の外部に掲示板の設置についての規定を設ける予定です。具体的な掲示内容について、条例及び施行規則に規定します。	A
8	24	外国籍者にヤードを貸す場合は、外国籍者が逃亡した場合の対策を徹底しなければなりません。 「外国籍者が帰国した場合の対策」を条例案に加えてください。	土地所有者等の関係者と協議し、適切に対処してまいります。	C
9-1	25	1. ヤードの中には鉄くずや廃家電と言った廃棄物や、様々な再生資源物が積まれています。定義の中で規制対象になる物がありますが、少ないように思われます。	対象となる再生資源物として、金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、陶磁器、コンクリートその他のこれらに類する材質を原材料とするもの及びこれらの混合物と規定しています。 この定義により、対象となる再生資源物を包含しているものと考えております。	C
9-2	26	2. 保管基準の中で、汚水の飛散等の対策として必要な措置に、高さ制限が記載されています。高さ制限は積み上げられた物自体への対策ではないでしょうか。	再生資源物の高さの制限による飛散の対策と、保管に伴って生じた汚水の飛散等の対策が混在して記載されているため、わかりにくい表現となっていました。わかりやすい条文を検討してまいります。	A
9-3	27	3. 経過措置の中で、既存事業者を施行日において不許可として営業を停止せざることがあり得るよう見えますが、本当に可能なのでしょうか。	条例は施行と同時にその効力を発揮しますが、原則として将来に向かって適用され、条例施行後の出来事に限り効力が及びます。 そのため既存事業者が施行日において不許可となることはありません。このことが明確になるよう、わかりやすい条文を検討してまいります。	A

整理番号	通し番号	ご意見	越谷市の考え方	対応区分
9-4	28	また、既存事業者が施設を更新する時に緩衝緑地帯を設置させることは、本当に可能なのでしょうか。	条例は施行と同時にその効力を発揮しますが、原則として将来に向かって適用され、条例施行後の出来事に限り効力が及びます。しかしながら、市民の生活環境の保全に寄与することが目的であることから、既存屋外保管事業場の施設を建て替える際に、構造基準に則った対応を求めてまいります。	C
9-5	29	4. フロー図では、既存事業者と新規事業者で手続きがほぼ同じに見えますが、同じ手続きで問題ないのでしょうか。	新規事業者は、許可申請に係る審査に際し適正な事業運営が可能か確認するための資料提出を求め、事前協議を実施します。既存事業者は、届出提出後に許可を受けたものとみなし、その後適正な事業を現に行っているか確認するための資料提出を求め、庁内協議会において確認する仕組みを設ける予定です。新規事業者と既存事業者に提出を求める資料はほぼ同様で、事前協議においても庁内協議会での確認を予定していることから、両者の手続きが異なることが不明確な記述となっていました。両者が異なる手続きであることが明確になるよう、わかりやすい条文を検討してまいります。	A
10	30	骨子2条例の概要(19)③では既存野外保管事業所については規制を適用しないとなっていますが周辺住民にとってうやむやのまま開設され事業内容も不透明、不法滞在／就労可能性の作業員を使う周辺地域に迷惑及び治安低下を招くだけでしかない既存の作業所も常に立ち入り検査／閉鎖を命令可能な条例を希望致します。	立入調査は既存事業者に対しても実施いたします。 保管基準違反に対しては、すべての屋外保管事業者に対し、勧告を行えるものと規定しております。また、勧告に従わない場合は、当該措置を講ずるよう命令し、施設の使用停止を命じることができるものと規定しております。	C

整理番号	通し番号	ご意見	越谷市の考え方	対応区分
11-1	31	1. 囲いフェンスの高さは、制限する必要がある。	屋外保管事業場の面積や再生資源物の量等により適切な囲いの高さは異なるため、適時判断して対応してまいります。	C
11-2	32	2. 第一種低層住宅専用地域などの住宅専用地域では、制限を厳しくする。 フェンスの高さや騒音値、事業者の大きさなど。	本条例は、事業者が再生資源物を屋外保管するに際し適正な管理を義務付けることで、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としております。 本条例において規定する立地基準・構造基準・保管基準の適用により、適切な規制が可能と考えております。	C
11-3	33	3. 事業所の敷地面積は、作業所と保管場所が道路向かいと離れていても同一事業所とする。	屋外保管事業場の敷地の位置関係は様々であり、作業所と保管場所が離れていても屋外保管事業場として一体と判断できる場合は、同一の屋外保管事業場とすることが考えられます。適時判断して対応してまいります。	C
12	34	川口市で問題になっているクルド人の廃棄物業者と同じ事が起こらないよう、規制を厳しくしていただきたいです。 現在、川口市で規制された為に、近隣市に廃棄物保管場所が移ってきていると聞いております。 住人に危険が及びますのでそうならないよう、よろしくお願ひいたします。	本条例は、事業者が再生資源物を屋外保管するに際し適正な管理を義務付けることで、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として制定するものです。今後は、本条例に基づき適切に対応してまいります。	C